

医員等の給与の取扱いについて

〔 令和 5年 2月14日
学 長 裁 定 〕

国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成16年度規則第31号）第13条第5項の規定による医員等の給与については、下記により取扱うものとする。

記

1 医員の日給は、医員の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

区 分	日給の額
医員（1年目）	13,600円
医員（2～3年目）	15,600円
医員（4年目以降）	17,600円

2 医員（研修医）及び医員（修練歯科医）の日給は、9,575円とする。

3 医員（研修医）、医員（修練歯科医）又は専門医研修を受ける医員を指導する臨床経験5年以上の医員に対し、月額30,000円の指導医手当を支給する。

4 医員（研修医）を指導する医員（修練歯科医）及び臨床経験5年未満の医員に対し、月額20,000円の指導手当を支給する。

5 医師法第16条の2に規定する臨床研修を受ける医員（研修医）に対し、勤務1日につき、次の各号のいずれかに掲げる額の研修医手当を支給する。

(1) 1年目 5,000円

(2) 2年目 5,200円

(3) メディカルゾーン重点研修プログラムの研修医 9,500円

6 この取扱いは、令和5年4月1日から実施する。